

御殿場市育英奨学金返還支援制度に関する Q & A

Q. 返還計画の内容を忘れてしまった。どうすればよいか。

A. まず、「御殿場市育英奨学金返還支援申請書」をご提出ください。10年間での返還計画でない場合には、返還計画変更案を教育総務課より発送いたしますので、内容をご確認のうえ、「奨学金返還計画変更届」をご提出ください。
なお、返還計画変更案の送付と併せて、変更届もお送りいたします。

Q. 10年間での返還計画にしていない。返還支援を受けることはできないのか。

A. 返還支援制度申請時までには返還計画を変更していただければ、受けることができます。なお、「御殿場市育英奨学金返還支援申請書」をご提出いただくことで、教育総務課から返還計画の変更案及び「奨学金返還計画変更届」をお送りいたします。

Q. 過去に返還が滞り、計画変更によりその後の返還額を修正した。返還支援を受けることはできないのか。

A. 10年間でも返還額が均等割でない「不均等計画」に該当します。現状の計画内容を教育総務課が確認後、変更計画案を提示いたします。計画修正によって、計画遅滞額が生じた場合、期日までに返還していただくことで、支援申請を受理することができます。

Q. 返還済額については、支援は適用されないのか。

A. されません。ただし、繰り上げ返還をしている場合で、返還計画期日未到来の返還予定額がある場合には、繰り上げ返還額についても加味して支援を受けることができます。詳細については、返還支援モデルケース③を参照。

Q. 計画に遅滞が生じている。御殿場市に住んでいるが支援を受けることはできないのか

A. 申請時までには返還計画遅滞額を返還することで、申請は可能になります。納付書を紛失している場合などは教育総務課までご連絡ください。

Q. 御殿場市に住んでいるが、職場は他市町である。この場合でも支援は受けられるのか。

A. 支援を受ける条件は、支援の開始の日において、御殿場市の住民基本台帳に記録されていることです。職場が異なる市町であっても、問題ございません。

Q. 申請する前に色々と相談したい。どうすればよいか。

A. 御殿場市教育委員会までお問い合わせください。メールでの回答をご希望される場合には、次の e-mail アドレスにお問い合わせ方法を参照の上、送信してください。

○教育総務課 e-mail アドレス：kyoiku@city.gotemba.lg.jp

○問い合わせ方法

メール件名： 御殿場市育英奨学金返還支援制度に関する問い合わせ

メール本文： ①奨学生の氏名

②決定番号 … 納付書に記載されている「〇〇－〇〇」という表示の番号

③現住所 … 通知文書をお届けする場合がございます。

④連絡先 … 日中連絡可能な電話番号をご記載ください。

⑤問い合わせ内容

※問い合わせ内容によっては、メールでの対応を致しかねる場合があります、文章通知の手段を用いることもあります。